

小城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について（概要）

要旨

利用学年の小学3年生までを、小学4年生以上に拡充していくための改正です。

【現行】

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校第1学年から第3学年までの児童

【改正案】

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童